

総務省

○農林水産省告示第四号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成三十一年三月十四日

総務大臣 石田 真敏

農林水産大臣 吉川 貴盛

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進 計画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
渡島	北海道松前郡福島町の全域	福島町	福島町産業振 興促進計画	平成三十一年 二月二十八日
紀伊	奈良県吉野郡川上村の全域	川上村	川上村産業振 興促進計画	平成三十一年 二月二十八日

佐田岬

愛媛県西宇和郡伊方町の全域

伊方町

興促進計画

伊方町産業振

二月二十八日

平成三十一年